

④ 質の高い摂食嚥下機能回復に係る取組の推進

第1 基本的な考え方

質の高い摂食嚥下機能回復に係る取組を推進する観点から、摂食嚥下機能回復体制加算の施設基準における、言語聴覚士の専従要件や実績の計算方法を見直す。また、療養病棟入院基本料における経腸栄養管理加算について、対象となる患者の要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 摂食嚥下機能回復体制加算1及び2の施設基準のうち、摂食嚥下チームの言語聴覚士の専従要件を見直し、専任の従事者でも可とする。
2. 療養病棟で算定される摂食嚥下機能回復体制加算3の実績について、1及び2と同様に、経腸栄養から経口摂取へ回復した患者についても算入可能とする。

改定案	現行
<p>【摂食嚥下機能回復体制加算】</p> <p>【施設基準】</p> <p>第45の2 摂食嚥下機能回復体制加算</p> <p>1 摂食嚥下機能回復体制加算1に関する施設基準</p> <p>(1) 保険医療機関内に、以下の摂食機能及び嚥下機能の回復の支援に係る専門知識を有した多職種により構成されたチーム（以下「摂食嚥下支援チーム」という。）が設置されていること。なお、歯科医師が摂食嚥下支援チームに参加している場合には、歯科衛生士が必要に応じて参加していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 摂食嚥下機能障害を有する患者の看護に従事した経</p>	<p>【摂食嚥下機能回復体制加算】</p> <p>【施設基準】</p> <p>第45の2 摂食嚥下機能回復体制加算</p> <p>1 摂食嚥下機能回復体制加算1に関する施設基準</p> <p>(1) 保険医療機関内に、以下の摂食機能及び嚥下機能の回復の支援に係る専門知識を有した多職種により構成されたチーム（以下「摂食嚥下支援チーム」という。）が設置されていること。なお、歯科医師が摂食嚥下支援チームに参加している場合には、歯科衛生士が必要に応じて参加していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 摂食嚥下機能障害を有する患者の看護に従事した経</p>

<p>験を 5 年以上有する看護師であって、摂食嚥下障害看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師又は専任の常勤言語聴覚士</p> <p>ウ (略)</p>	<p>験を 5 年以上有する看護師であって、摂食嚥下障害看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師又は専任の常勤言語聴覚士</p> <p>ウ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 摂食嚥下機能回復体制加算 3 に関する施設基準</p> <p>(3) 当該保険医療機関において、ア及びイの前年の実績の合計数が 2 名以上あること。</p>	<p>3 摂食嚥下機能回復体制加算 3 に関する施設基準</p> <p>(3) 当該保険医療機関において<u>中心静脈栄養を実施した患者</u>（療養病棟入院料 1 又は 2 を算定する病棟の入院患者に限る。）のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数の前年の実績が、2 名以上あること。</p>
<p>ア <u>中心静脈栄養を実施して</u>いた患者（療養病棟入院料 1 又は 2 を算定する病棟の入院患者に限る。）のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者</p>	<p>（新設）</p>
<p>イ <u>鼻腔栄養を実施して</u>いた患者又は胃瘻を造設していった患者のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、経口摂取のみの栄養方法を行う状態に回復した者</p>	<p>（新設）</p>

3. 経腸栄養管理加算について、入院前から経腸栄養を行っておらず中心静脈栄養で管理されていた患者を算定対象とする。また、経口摂取が不可となった場合に、適切なプロセスを経て中心静脈栄養ではなく経腸栄養を選択した場合についても加算の算定が可能であることを明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【経腸栄養管理加算】 [算定要件] (19) 「注11」に規定する経腸栄養管理加算の算定対象となる患者は、次のア又はイに該当し、医師が適切な経腸栄養の管理と支援が必要と判断した者である。経腸栄養を行っている場合は、経口栄養又は中心静脈栄養を併用する場合においても算定できる。</p> <p>ア <u>入院前から又は入院後2週間以上、中心静脈栄養による栄養管理を実施しており、経腸栄養への移行を目的とするもの</u></p> <p>イ <u>経口摂取が不可能となった又は経口摂取のみでは必要な栄養補給ができなくなり、入棟後に経腸栄養を開始したもの</u></p>	<p>【経腸栄養管理加算】 [算定要件] (19) 「注11」に規定する経腸栄養管理加算の算定対象となる患者は、次のア又はイに該当し、医師が適切な経腸栄養の管理と支援が必要と判断した者である。経腸栄養を行っている場合は、経口栄養又は中心静脈栄養を併用する場合においても算定できる。<u>ただし、入棟前の1か月間に経腸栄養が実施されていた患者については算定できない。</u></p> <p>ア <u>長期間、中心静脈栄養による栄養管理を実施している患者</u></p> <p>イ <u>経口摂取が不可能となった又は経口摂取のみでは必要な栄養補給ができなくなった患者</u></p>